

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があり、令和4年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

- ア 名称：北九州市立もじ少年自然の家
- イ 所在地：北九州市門司区大字喜多久784番地の1
- ウ 建設年：昭和56年7月
- エ 敷地面積：29,230㎡
- オ 建物面積：3,565㎡（構造 鉄筋コンクリート3階建）
- カ 収容人数：200人
- キ 主な施設：【宿泊室】40人×5室、リーダー室×2室、講師室×1  
【研修室】3室  
【その他】体育館、食堂、プール（25m）、  
キャンプファイヤー場、野外炊飯場
- ク 業務内容：施設の管理運営業務、提案業務、その他業務

#### (2) 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

- ア 名称：玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体
- イ 所在地：北九州市小倉北区堺町1丁目6番15号
- ウ 構成団体：太平ビルサービス株式会社北九州支店  
有限会社カヌースクール九州
- エ 構成団体の主な業務内容
  - ・太平ビルサービス(株)北九州支店  
建物の総合管理（清掃、設備、警備、サービス、環境衛生）
  - ・(有)カヌースクール九州  
カヌースクール業務、カヌー指導者養成事業、カヌー用品販売業務、  
カヌーイベント受託業務、水辺の安全管理業務、環境教育業務

### 2 指定の経緯

令和4年 8月8日～8月19日	募集要項の配布
令和4年 8月22日	募集説明会の開催

令和4年 8月22日～9月 9日 申請書及び事業計画書の受付  
令和4年 10月 3日 指定管理者検討会（ヒアリング）  
令和4年 10月 指定管理者候補を決定

### （1）応募資格

- ・ 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）
- ・ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・ 募集説明会に参加していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること）
- ※ グループでの応募の場合は、応募時に共同企業体を結成し、代表団体を定めて、上記の要件を、その代表団体に求める。
- ・ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするように努め、最低1団体は地元団体とすること。

### （2）応募状況

説明会参加：3団体

応募件数：1団体

- ・ 玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募団体から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

## 4 検討会構成員

[学識経験者]

近藤 倫明 （北九州市立大学 特任教授）

[会計・経理]

松木 摩耶子 （松木公認会計士・税理士事務所 所長）

[有識者（地域代表）]

長谷 和夫 （柄杓田校区自治連合会・まちづくり協議会会長）

[有識者（市民代表）]

山下 比呂志 （北九州市子ども会連合会 会長）

[有識者（市民代表）]

福田 百合加 （北九州市PTA協議会 副会長）

## 5 選定基準

選定基準	選定のポイント
<b>1 指定管理者としての適性</b>	
(1) もじ少年自然の家の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	○施設の設置目的や性格等を十分に理解したうえで、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
<b>2 管理運営計画の適確性</b>	
<b>【有効性】</b>	
(1) もじ少年自然の家の設置目的の達成に向けた取組み	○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○主催事業の取組み姿勢や考え方、提案が適切であるか。 ○受入れ事業の取組み姿勢や考え方、提案が適切であるか。 ○市の青少年教育行政の方針や施設の持つ特性を十分理解し、民間の利点を生かした提案であるか。 ○施設利用者増加のための実施可能な提案であるか。 ○施設の設置目的に応じた広報活動に関する効果的な提案であるか。
(2) 利用者の満足度向上	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○サービスの質を維持、向上するための具体的な提案がなされているか。
<b>【効率性】</b>	
(3) 管理運営（指定管理業務）に係る経費	○管理運営（指定管理業務）に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。
<b>【適正性】</b>	
(5) 管理運営体制	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたっての人員配置、ローテーション、バックアップ体制の考え方が適切であるか。 ○施設を運営するための知識や経験を有する職員の具体的な採用計画があり、又は確保の見込みがあるか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○他の青少年施設、地域や学校、関係団体との連携について十分に考えられているか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制	○施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。 ○利用者が平等、公平に利用できるよう配慮されているか。 ○日常の事故防止等の安全対策や事故発生時の対応等が十分に考えられているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制等が十分に考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			検討員						
			A	B	C	D	E		
玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	5	4	4	4	5	5	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	3	4	4	4	4	4
	(3) 実績や経験	5	4	4	4	5	5	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 設置目的の達成に向けた取組み	30	4	4	4	5	4	4	24
	(2) 利用者の満足度向上	10	4	4	5	5	4	4	8
	【効率性】								
	(3) 管理運営（指定管理業務）に係る経費	20	4	3	4	5	5	4	16
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	5	4	3	4	5	4	4	4
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制	10	5	4	4	5	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制	10	3	3	4	5	3	4	8
合計	100	—	—	—	—	—	—	80	
優秀指定管理者に対する優遇措置	3点								83
地元団体に対する優遇措置	3点（準市内）								86

## (2) 検討会における主な意見

- ・ SDGs の視点等も取り入れながら、自然環境の理解促進と子どもの健全育成を図っていくという基本方針に十分な適性が見込める。
- ・ これまでの豊富な実績や経験から、専門的なノウハウや十分な能力を有しており、安全管理面も含め、安定した運営体制が期待できる。
- ・ 子ども向けのホームページを作成するなど、子どもを中心に置き、子どものための様々な取組みや新しいチャレンジが評価できる。
- ・ 市外の学校や団体が利用しやすくなる条件整備や広報の充実を図り、今後の利用者増加に期待が持てる。

## (3) 検討会における検討結果

上記の評価点及び意見を総合的に勘案し、検討会としては玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体が指定管理者として相応しいと判断する。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体を指定管理者候補に選定した。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・ 施設の設置目的及び集団・野外活動等の青少年の健全育成に関する施策について理解があるとともに、同施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・ 豊富な知識・実績を有していることに加え、複数の施設の指定管理を受託していることから、効率的かつ安定的な人員体制を維持できる。
- ・ 職員の人材育成に積極的に取り組んでおり、安心・安全な子どもたちの活動環境を構築することができる。
- ・ 利用者のニーズに沿った対応を心がける姿勢が感じとられ、新たなプログラムの導入など、活動充実のための改善の姿勢も見られる。

## 8 提案額

令和5年度	78,963千円
令和6年度	78,418千円
令和7年度	78,916千円
令和8年度	79,037千円
令和9年度	79,366千円